

各 位

令和4年6月1日
(公財)大阪府都市整備推進センター

大阪府都市整備推進センター入札参加停止要綱の制定について（お知らせ）

当センターが発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務の適正な履行を確保するため、「大阪府都市整備推進センター入札参加停止要綱」を下記のとおり制定しますのでお知らせします。

記

- 1 名 称 大阪府都市整備推進センター入札参加停止要綱
- 2 施行日 令和4年6月1日

問い合わせ先
総務部 総務課
TEL 06-6262-7711

大阪府都市整備推進センター入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務（以下「センター発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）をいう。
- (2) 物品・委託役務関係業務 物品の購入契約、物品の売払い契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事等を除く。）及び賃貸借契約に関する業務をいう。
- (3) 入札参加資格者 大阪府発注工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格を有する者及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (4) 役員等 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び支配人、営業所長又は支店長など契約締結権限を有する者（措置要件に該当する事実又は行為の発生時に役員等であった者を含む。）をいう。
- (5) 使用人 入札参加資格者が使用する者のうち、役員等以外の全てのもの（措置要件に該当する事実又は行為の発生時に使用人であった者を含む。）をいう。なお、入札参加資格者との雇用契約の有無は問わない。
- (6) 入札参加停止 別表各号に掲げる措置要件に該当する入札参加資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。
- (7) 入札参加停止等 入札参加停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。
- (8) 契約担当者 契約事務要綱第4条の規定により理事長から契約事務を委任された者をいう。

(入札参加停止の措置)

第3条 理事長は、入札参加資格者、役員等又は使用人がセンター発注工事等において、別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、建設工事、業務委託等に関する指名等審査要綱第3条に規定する建設工事、業務委託等指名等審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、共同企業体（発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。）が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、その構成員である入札参加資格者それぞれに対し入札参加停止を行うものとする。

(下請負人等及び経常建設共同企業体に関する入札参加停止)

第4条 理事長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、入札参加資格者である下請負人又はセンターが承認した再委託先（以下「下請負人等」という。）が当該入札参加停止について責を負うべきことが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 理事長は、前条の規定により入札参加資格者である経常建設共同企業体（大阪府の入札参加資格者名簿に登録されているものをいう。）について入札参加停止を行うときは、当該経常建設共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、審査会の議を経て、当該経常建設共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

3 理事長は、前条又は第1項の規定により入札参加停止を行った入札参加資格者を構成員に含む経常建設共同企業体について、当該入札参加資格者と同一期間の入札参加停止を行うものとする。

(入札参加の停止等)

第5条 契約担当者は、一般競争入札を実施しようとするときは、前2条の規定により入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者（以下「入札参加停止業者」という。）及び大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

2 契約担当者は、一般競争入札を実施しようとする場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 前2項の場合においては、契約担当者は当該入札参加停止業者にその旨を通知するものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第6条 入札参加資格者、役員等又は使用人が別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって入札参加停止期間とする。ただし、その期間の合計は3年を超えないものとする。

2 入札参加停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札参加停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は3年（同一の事案の場合は、その当初の措置から3年）を超えないものとする。

(入札参加停止の解除)

第7条 理事長は、入札参加停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

(入札参加停止の継承)

第8条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

(入札参加停止の通知)

第9条 理事長は、第3条若しくは第4条の規定により入札参加停止を行い、又は第7条の規定により入札参加停止を解除したときは、当該入札参加停止業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 契約担当者は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他契約担当者が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

(下請け等の禁止)

第11条 契約担当者は、センターの契約に関して入札参加停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを理由に入札参加停止措置を受けている者が、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に係るセンターの契約に関して、下請負し、又は再委託を受けることは、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第12条 理事長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、審査会の議を経て、当該入札参加資格者に対し、警告又は注意の喚起を行うことがある。

(情報の公表)

第13条 理事長は、原則として、入札参加停止に関する情報を入札参加停止満了月の翌月末までの間、センターホームページに掲載することにより公表する。

(改廃)

第14条 この要綱の改廃は、理事長の決裁により行う。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>一 センター発注工事等の契約に関して、次の(1)～(3)の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他契約担当者が求める提出書類</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月</p>
<p>(入札等)</p> <p>二 入札参加資格者、役員等又は使用人が、センター発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)～(4)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) 入札心得又は公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得に違反し、センター発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合(落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。)</p> <p>(4) 見積合せにおいて、採用者になったにもかかわらず、契約を締結しなかった場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>1月～1年</p> <p>6月</p> <p>3月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>三 入札参加資格者が、センター発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)～(6)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合</p> <p>イ 遅滞日数が30日以内のとき</p> <p>ロ 遅滞日数が30日を超えるとき</p> <p>(2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 建設工事等の履行成績が不良と判定された場合</p> <p>(4) 故意又は過失によりセンター発注工事等を粗雑にしたと認められる場合</p> <p>(5) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>((6)の場合を除く。)</p> <p>(6) 契約の履行に当たり、建設工事請負契約書第7条の2第1項(下請負人の社会保険等加入義務)に違反した場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月</p> <p>2月</p> <p>1年</p> <p>2月</p> <p>1月～6月 (ただし、センターの信用を貶めたと認められる場合は1年)</p> <p>2月</p> <p>下請負人1者あたり 2月</p>
<p>(他の業者の妨害)</p> <p>四 役員等又は使用人が、センター発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p>

措置要件	期間
<p>(監督、検査及び点検等の妨害)</p> <p>五 役員等又は使用人が、センター発注工事等について、センター会計規程第49条に規定する監督若しくは検査の実施又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>六 入札参加資格者が、センター発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)～(2)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生</p> <p>ロ 死亡者の発生</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>1月</p> <p>2月</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>七 役員等又は使用人が、その業務に関しセンター職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適當を認められる言動を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p>
<p>(その他)</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年以内で審査会の議により決定する期間</p>